

2022年度立入検査の実施状況及び 2023年度立入検査の重点について 【報告】

2023年3月15日
経済産業省 産業保安グループ^o
ガス安全室

2022年度立入検査の実施状況

1. 本省

経済産業省本省の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年2月までの間に、

- ① これまで立入検査が未実施の事業者
 - ② 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
- を対象として、12事業所に対して立入検査を実施した。

2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2022年度立入検査は、2022年4月～2023年1月までの間に、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において計70～80事業所程度に対して立入検査を実施した。

【立入検査重点事項】

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- ⑥ 貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦ 供給設備に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑧ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨ 業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪ 質量販売における基準の適合状況
- ⑫ 販売の方法の基準の適合状況（2023年度～追加）

2022年度 立入検査の結果

経済産業省本省及び産業保安監督部において、2022年度の立入検査重点事項に基づき検査を行った。主な指摘事項は次のとおりである。

②保安業務の実施状況についての指摘例

点検・調査の未実施、容器交換時等供給設備点検に関する契約書の不備

⑩ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況についての指摘例

容器引取り伝票の容器管理台帳へのデータ反映漏れ、保安業務実施状況報告の誤記（資格者数）

上記の他、「販売の方法の基準」（貯蔵施設における充てん容器等の転落転倒防止措置の未実施、バルク貯槽安全弁の定期交換の未実施等）に関する指摘があった。その他、業務主任者等選任（解任）届書等の提出漏れ、保安業務用機器の不備（ガス検知器及び一酸化炭素測定器の校正未実施等）等の指摘があった。

2023年度 立入検査の重点

2022年度の立入検査において「販売の方法の基準」に係る問題があったことから、2023年度の立入検査重点事項に追加して立入検査を実施する。

業務用回転釜における漏えい火災事故、業務用麺ゆで器における漏えい爆発事故、充てん容器（容器頂部、上部溶接線、下部溶接線からの漏えい等）やバルク貯槽本体（液取出弁、バルブ等）からの漏えい事故が発生していることに鑑み、点検・調査（保安業務の実施状況）や、充てん容器等の管理状況（販売の方法の基準）についても詳細に確認することとする。